

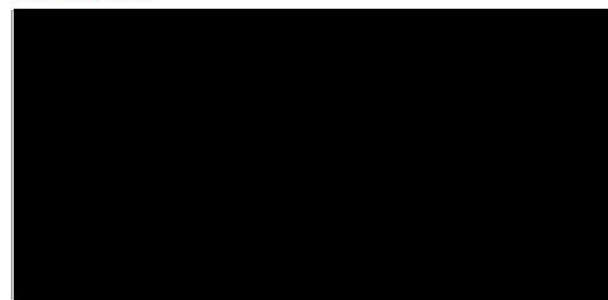
申請枠区分

通常枠

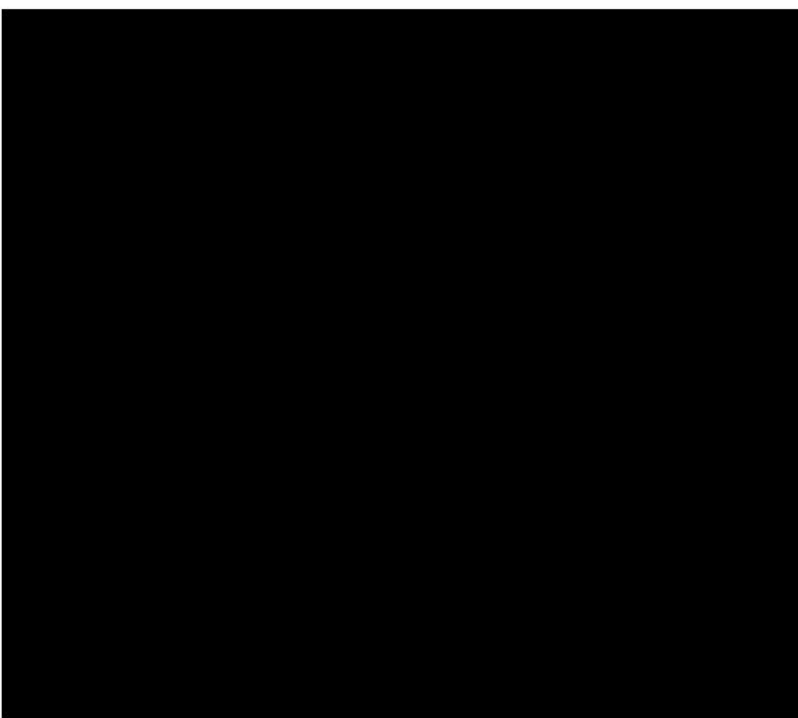
申請ステータス

年度	年度回数	回/次
2025 年	2	回

申請書SharePoint



団体情報から転記



1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■ 申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人ムラのミライ

団体代表者 役職・氏名

代表理事 原康子

分類

法人番号

2000-05-009702

団体コード

申請団体の住所

兵庫県西宮市羽衣町7-30夙川グリーントウン3階

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、なお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締

2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。

3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の(1)～(4)の事項等

(1)申請資格要件(欠格事由)について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について(※通常枠のみ該当)
<input type="text"/>
(4)情報公開について(情報公開同意書)
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書 【2025年度通常枠】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須	申請時入力不要
任意	

基本情報

申請団体	資金分配団体			
資金分配団体	事業名(主)	子どもの声でつながるウェルビーイング ネットワーク		
	事業名(副)	子どもの権利を基盤に子ども・若者支援団体と企業等が共創する地域モデル		
	団体名	ムラのミライ	コンソーシアムの有無	なし
事業の種類1	①草の根活動支援事業			
事業の種類2	①-2地域ブロック			
事業の種類3	近畿ブロック(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)			
事業の種類4				

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
<input type="radio"/>	(1) 子ども及び若者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	① 経済的困窮など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
<input type="radio"/>	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
<input type="radio"/>	③ 社会課題の解決を担う若者の能力開発支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(2) 日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
<input type="radio"/>	④ 働くことが困難な人への支援
<input type="radio"/>	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
<input type="radio"/>	⑥ 女性の経済的自立への支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	(3) 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
<input type="radio"/>	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
<input type="radio"/>	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
<input type="radio"/>	⑨ その他
<input type="radio"/>	その他の解決すべき社会の課題

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
16. 平和と公正をすべての人に	16.2 子供に対する虐待、搾取、取引及びあらゆる形態の暴力及び拷問を撲滅する。	実行団体が、支援者と子ども・若者とのあいだに生じやすい力の差を自覚し、子どもの権利を大切にすることを日々の活動に根づかせていくことを目指す。そのために、ガイドラインやマニュアルを整備し、支援に関わる人材を育成する。こうした取り組みを通じて、支援の場における子ども・若者の搾取を防止する。さらに、自らの権利を尊重される経験を積んだ子ども・若者が、他の場面でも不当な扱いや暴力に対して「NO」と言えるようになり、自らの権利に自覚的になり、他者を尊重しながら社会の一員として活躍できるようになることを目指す。

_16.平和と公正をすべての人に	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	日々の活動の中に子ども・若者の参加を落とし込む仕組みづくりに取り組むことで、子どもの権利を軸にする基盤作りや活動運営の知見を高めた実行団体の職員が、企業や自治体等に対して子ども・若者の参加/子どもの権利の導入について訴求していく。また、実行団体の連携や実行団体とその地域のネットワークを通して、活動地域において、多様な子ども・若者が地域の様々なレベルの意思決定に参加する機会が拡充される。
_10.人や国の不平等をなくそう	10.2 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人々の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。	本事業では、実行団体の中の仕組みづくりから始まり、企業や行政への働きかけに至るまで、子ども・若者の声を反映させることを主眼としている。子どもの権利条約に述べられている通り、あらゆる属性・背景の子ども・若者を想定して取り組む。

I.団体の社会的役割

<p>(1)団体の目的 196/200字</p> <p>1993年に設立され、一昨年に30周年を迎えた。発足当初は発展途上国の貧困層支援を行っていたが、試行錯誤の上、対話を通じてコミュニティの課題解決能力や潜在能力を引き出す独自の支援手法（メタファシリテーション）を確立。</p> <p>現在は、国内外で、子どもや若者が主役となる持続可能なコミュニティ実現に向けて、地域資源を最大限に活用した社会課題に取り組む人づくりとコミュニティづくりの活動を展開している。</p>
<p>(2)団体の概要・活動・業務 200/200字</p> <p>設立以来32年間、国際協力の分野で住民主体による事業を実施し、各国で高い評価を得てきた。その手法を活用し、厚生労働省・地方自治体の受託事業や休眠預金事業等を通じて、支援者・当事者双方の声をベースにした人材育成研修や伴走支援を展開。子ども・若者支援団体には延べ95団体、1240名を対象に実施（2018～2024年）、自助と公助をつなぐ人材育成を通して、地域に根ざした持続的な支援体制の構築に取り組む。</p>

II.事業概要

					国外活動の有無	－	資金提供契約締結日	採択後の契約時に用いる欄です
実施時期	(開始)	2026/4/1	(終了)	2029/9/30	対象地域	近畿ブロック（滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山）	本事業における、不動産（土地・建物）購入の有無 ※助成金で土地の購入はできません。建物の購入（建物新築含む）は原則できません。自己資金等で購入する場合は認められます。詳しくは公募要領をご確認ください。	なし
直接的対象グループ	①近畿地域において困窮世帯/ひとり親世帯など困難を抱える子ども・若者の居場所運営と支援を担うNPO（実行団体） ②上記①が活動する地域・自治体において、困窮世帯/ひとり親世帯など困難を抱える子ども・若者の支援を担うNPO ③上記①が活動する地域・自治体において、困窮世帯/ひとり親世帯など困難を抱える子ども・若者の支援に関わる行政機関・企業				(人数)	①20～50名（4～5団体のスタッフ、ボランティア） ②40～300名（10～30団体のスタッフ、ボランティア） ③40～300名（10～30組織の職員・社員）		
最終受益者	困窮世帯/ひとり親世帯など困難を抱える子ども・若者（直接的対象グループ①②が支援する子ども・若者）				(人数)	50～500名		

<p>事業概要</p> <p>569/600字</p>	<p>本事業は、子ども・若者の居場所を運営する団体が子どもの権利を軸に組織基盤を強化し、地域に持続的な支援体制を築くことを目的とする。多くの居場所が、人材育成や運営体制の不備、長期休暇中の運営困難、子どもの声の反映不足などの課題を抱える現状を踏まえ、実行団体は以下の取組を行う。</p> <p>【基盤整備】</p> <p>①居場所運営において、関わる人のウェルビーイング向上と子どもの権利尊重に向けた空間改善や安全配慮、心理的安心の確保を進める</p> <p>②支援方針・ガイドライン・行動指針を整備し、研修や先進事例視察等を通じて運用を定着させ、善意・意欲依存から脱却し、支援技術を向上させ組織基盤強化をする</p> <p>③ニーズが高い長期休暇中の居場所を拡充し、食糧支援を含めた継続的な安全安心の場を確保する</p> <p>【ネットワーク】</p> <p>①地域団体へ子どもセーフガーディングを普及し、安全で倫理的な支援環境を広げる</p> <p>②行政・企業とのネットワークを構築し、子どもの権利を共通基盤とした協働モデルを形成する</p> <p>③成果の公開と発信により、地域モデルを提示</p> <p>資金分配団体は、実行団体の希望や理解度に応じて、組織診断、改善計画策定、研修、参加型調査、ネットワーク形成、協働ガイドライン策定、成果発信の伴走支援を行う。これにより、子どもの声が反映され、安心して過ごせる居場所と、地域全体で権利が実現される仕組みをつくる。</p>
-----------------------------	--

III.事業の背景・課題

<p>(1)社会課題</p> <p>コロナ禍や物価高騰の影響により、特にひとり親家庭を中心とした困窮世帯の子ども・若者の生活は不安定化し、支援ニーズが急増している。こうした中、各地でNPO等が居場所づくりに取り組む動きが広がっているが、毎年の物価上昇により家庭の負担は一層増大しており、長期休暇中には水道光熱費の増加や給食の停止から休み明けに体重が減ってしまう子どもが増えるなど、居場所機能への期待と必要性はますます高まっている。</p> <p>しかし、多くの子ども支援団体は基盤が脆弱で、組織的な意思決定やスタッフ間の連携、人材育成の体制が十分に整っていない。そのため、支援の量・質ともに不安定で、困難ケース対応のリスクが高まり、経験者への業務集中や子ども・若者の権利侵害につながる恐れがある。また、支援方針やコミュニケーションに共通言語がないことが、行政・企業等との協働の妨げとなり、必要な長期休暇中の居場所拡充や持続的な支援体制の確立を阻害している。</p> <p>一方、2024年には子ども基本法が施行され、子どもの意見反映を重視した政策運営が求められているものの、多くの自治体では「こども計画」策定や意見聴取が形式的にとどまり、現場の実践と政策形成との連動が不十分である。内閣府調査（2023年）でも、子どもの意見反映に「十分取り組んでいる」と回答した自治体は15.2%にとどまっている。子ども・若者の声を社会に反映し、地域づくりに参画できる環境を整えるためには、彼らに最も近い民間支援団体の組織基盤を強化し、子どもの権利を軸とした専門的な支援技術を高めることが不可欠である。特に長期休暇中の居場所拡充のニーズは、2023年度休眠預金事業緊急枠でも明らかとなり、ひとり親家庭の子どもを中心に、繰り返し居場所を利用する子どもたちにとって、居場所が生活と成長を支える基盤となっていること（昼食・軽食支援を含む）が実証されていた。当時の実行団体は、当会による非資金的支援を受けながらセーフガーディングや支援ガイドラインを策定し運用した結果、子どもの安全と権利を守る枠組みが整備され、支援現場における判断や対応の質が高まった。また、そのガイドラインは現在も近畿地域の支援団体に活用され、子どもの権利の普及や行政・企業との連携の基盤として機能しているとの報告が寄せられている。</p>	<p>957/1000字</p>
<p>(2)課題に対する行政等による既存の取組み状況</p> <p>こども家庭庁は「こどもの居場所づくり指針」を策定し、子どもの声の反映や権利擁護、官民連携を掲げ、「支援体制強化事業」やコーディネーター配置を進めている。しかし、権利保障と居場所支援を一体的に推進する仕組みは限定的で、多くがモデル事業段階にある。特に地方の中小NPOでは、子ども食堂や居場所づくりと権利保障の統合が不十分で、困窮家庭の子ども支援が行き届かず、組織基盤強化にも至っていない。</p>	<p>193/200字</p>
<p>(3)課題に対する申請団体の既存の取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・若者支援NPOを対象とした伴走支援：21団体（2018年～2024年） ・「子どもの声を聴く技術」講座の開催：延べ227人が参加（2018年～2024年） ・「ひとり親家庭サポート地域拠点強化事業」こどもセーフガーディング・支援ガイドライン策定：5団体（2024年） ・「子ども・子育て支援活動サポートブック」の作成：電子版ダウンロード数356件、印刷版配布冊数550冊（2025年） 	<p>197/200字</p>

(4)休眠預金等交付金に係わる資金の活用により本事業を実施する意義 165/200字

休眠預金等交付金は、子ども・若者支援の量的拡大を進めてきた一方、支援団体の権利理解や支援技術向上といった質的強化は十分とはいえず、結果として権利侵害リスクや事業の透明性確保に課題が残る。本事業は、セーフガーディングと組織基盤強化を体系的に進めるモデルを構築し、子どもの権利擁護と休眠預金活用の信頼性向上に寄与する点で意義が大きい。

IV.事業設計

(1)中長期アウトカム

事業終了から5年後には、実行団体のある地域（5地域を想定）において、子どもの権利を軸とした子ども・若者支援活動や政策が形成される。同地域に在住する子ども・若者が、自らの声が現実に変化を起こす経験を積むことで、将来の共助・公助の担い手となっていく。

(2)-1 短期アウトカム（資金支援）※資金分配100字	モニタリング	指標 100字	初期値/初期状態 100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
子どもの権利に基づいた居場所運営と支援体制が整う	○	<ul style="list-style-type: none"> 環境整備（インフラ改善） 子どもの権利視点を反映した支援方針・ガイドライン策定回数 スタッフ研修実施回数 居場所利用児童の自己効力感・安心感（アンケート開始時・終了時） 参加者数・定着率（通常期＋長期休暇） 	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利が保障される環境整備が不十分 支援方針：未整備または存在するが運用されていない ガイドライン：同上 研修：不定期（年0～1回） 安心感スコア：5段階中3.0相当 利用者数：長期休暇にも通常と同数（通常と同じ内容・頻度でしか開催できていない） 定着率の記録がない 		<ul style="list-style-type: none"> 子どもの権利が保障され、子どもの声が反映された環境が整備され、定期メンテナンス（年1回）がされている 支援方針&ガイドライン策定：年1回更新 研修：年2回以上実施、参加率80%以上 安心感スコア：5段階中4.0以上 利用者数：長期休暇の利用者（軽食有）が通常時の1.5倍、定着率（向上/安定）
支援者と企業等多様なステークホルダーの子どもの権利理解と実践力が向上する	○	<ul style="list-style-type: none"> セーフガーディング研修参加団体数・研修 	<ul style="list-style-type: none"> 参加団体：子どもの権利を軸にした支援方針、ガイドラインがない 理解度：自己評価5段階中2.5～3.0 協働件数：限定的／個別交流のみ 		<ul style="list-style-type: none"> 参加団体：6～7団体以上のネットワーク団体/実行団体が子どもの権利を軸にした支援についての理解度が向上している：5段階中4.0以上 協働事例（行政／企業含む）：2事例/実行団体
子どもの権利を軸とした地域モデルが可視化し、認知が広がる	○	<ul style="list-style-type: none"> 報告会／公開イベント開催数・発信（ウェブ） 	<ul style="list-style-type: none"> 報告会：未定期／年0～1回 発信：基準なし（情報発信の仕組み弱い） 寄付支援者：横ばい 		<ul style="list-style-type: none"> 年2回以上の成果報告会（自治体・団体参加） 発信の閲覧数／反響：開始比2倍 寄付者数：30%増、地域内からの支援獲得

(2)-2 短期アウトカム（非資金的支援）※資金100字	モニタリング	指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	事後評価時の値/状態
実行団体が、子どもの権利に基づいた居場所運営の基盤を整備できる		<ul style="list-style-type: none"> 自己評価/組織診断実施数 改善アクションプラン策定数 子どもの権利/参加に関する内部研修回数・受講率 方針/行動指針/ガイドライン整備数 子どもの声を反映した改善件数 		<ul style="list-style-type: none"> 自己評価：実施なし/実施のみ現場での運用なし/不十分 改善計画：未策定/個別対応レベル 内部研修：散発的、理解度バラつきあり ガイドライン：未整備/整備のみで現場での運用なし/不十分 子どもの声の反映：散発的(年0~1件) 			<ul style="list-style-type: none"> 自己評価/診断：年1回 改善計画：全団体が策定・実施 内部研修：年2回以上、受講率80% ガイドライン：全団体整備/年1回更新 子どもの声反映：年3件以上/実行団体の改善例
子どもの権利を理解し支援できる普及員と支援モデルを育成する		<ul style="list-style-type: none"> 普及員育成人数 研修/教材（マニュアル、チェックリスト）整備状況 研修実施回数と参加者評価 		<ul style="list-style-type: none"> 普及員：制度なし 教材：未整備/断片資料のみ 伴走：実施例ほぼなし 			<ul style="list-style-type: none"> 普及員：2名以上/実行団体 教材：標準パッケージ整備・公開 実施：年1回/実行団体、評価制度定着
地域で子どもの権利に基づいた支援が広がり、モデルとして認知される		<ul style="list-style-type: none"> 自治体/企業等との協働件数 研修パッケージ提供数・講師派遣数 成果発信（報告会・Web）回数/閲覧数/参加者数 寄付者・関係者からの評価 		<ul style="list-style-type: none"> 協働：子どもの権利に言及しない協働が数件 研修パッケージ：未整備 発信：不定期、閲覧数少(基準なし) 関係者評価：定性情報中心 			<ul style="list-style-type: none"> 協働：年2件以上（行政・企業含む）/実行団体 研修パッケージ：完成・運用 発信：年2回報告会/実行団体、閲覧数1.5倍 評価：アンケートで80%以上が高評価

(3)-1 活動：資金支援 ※資金分配団体入力項目	時期	
【子どもの権利を軸とした基盤整備①】 居場所利用者と支援者のウェルビーイング向上と子どもの権利尊重のための環境整備	2026年8月～2029年8月	56/200字
【子どもの権利を軸とした基盤整備②】 支援方針やガイドライン策定と運用(研修や先進事例地視察)	2026年8月～2028年3月	48/200字
【子どもの権利を軸とした基盤整備③】 長期休暇中(夏休み冬休み春休み)の居場所の開催拡充(軽食提供を含む)	2026年12月～2029年8月	54/200字
【子どもの権利を軸としたネットワーク①】 ネットワーク団体に向けた子どもセーフガーディング普及	2028年4月～2029年8月	48/200字

【子どもの権利を軸としたネットワーク②】 ネットワーク構築（支援団体同士・企業・自治体等）や子どもの権利を軸にした協働	2027年5月～2029年8月	60/200字
【子どもの権利を軸としたネットワーク③】 モデルケースとしての事業報告・発信	2029年2月～2029年8月	39/200字

(3)-2 活動：組織基盤強化・環境整備：非資金的支援	時期	
【子どもの権利を軸とした基盤整備①】 居場所運営の振り返りと改善計画づくり（自己評価・組織診断・アクションプラン）	2026年8月～2027年7月	56/200字
【子どもの権利を軸とした基盤整備②】 子どもの権利と参加を踏まえた研修・内部整備（子どもの権利研修、声を聴く技術研修*メタファシリテーション、方針、行動指針、マニュアル整備）	2026年8月～2028年7月	52/200字
【子どもの権利を軸とした基盤整備③】 子どもの声を反映した活動改善・機会拡充（参加型調査、声の収集と反映）	2027年1月～2028年7月	
【子どもの権利を軸としたネットワーク①】 普及員（伴走者）養成と支援モデル共同開発（研修、教材作成など）	2028年4月～2029年8月	
【子どもの権利を軸としたネットワーク②】 地域団体等への研修・コンサル提供、協働支援（企業・自治体等とのネットワーク構築と協働ガイドライン作成）	2028年4月～2029年8月	
【子どもの権利を軸としたネットワーク③】 モデル発信と講師派遣、情報公開（研修パッケージ、報告会、寄付者発信）	2029年2月～2029年8月	54/200字

V. 広報戦略および連携・対話戦略

広報戦略	<p>実行団体が活動する各地域内の連携促進のため、対面での報告会やセミナーを実施する。報告会等においても、子どもの権利やセーフガーディングが保障されるよう、行動規範の作成と周知や違反時の通報窓口の設置などに取り組むことで、本事業のコンセプトを浸透させる。</p> <p>また、近隣地域および全国への波及の足掛かりとして、「子ども権利フォーラム」や各地の「こどもの居場所ネットワーク」での報告を実施する。</p>	191/200字
連携・対話戦略	<p>各地域で活動内容の進捗報告や成果共有を積み重ね、事業終了時までに地域内連携機関が定期的な対話・情報共有の場をつくることを目指す。なお、実行団体とPOとの月次ミーティングは対面実施を基本とし、相互の情報共有に基づいた信頼関係を構築する。また当会のネットワークを活かした企業連携の実施、JANPIA主催のNPO-企業マッチング会への積極的な参加、子どもの権利を軸とした先進事例収集を行う。</p>	192/200字

VI. 出口戦略・持続可能性について 助成期間終了後も社会課題の解決に向けた活動を継続させる戦略・計画を記入してください。

<p>資金分配団体</p>	<p>子ども・若者支援団体、自治体、助成財団、企業に対し、「子どもの権利は大切」という掛け声にとどめず、支援現場での具体的な行動に落とし込む働きかけを継続し、定着させる。本事業で培う実行団体の実践を基盤に、他地域へと広げる循環を創出する。</p> <p>【多様なステークホルダーへの働きかけ】</p> <p>自治体・助成財団・企業に対し、子ども支援活動を「子どもの権利」の視点で検証する重要性を継続的に発信するとともに、導入を働きかける。その際、実行団体への視察を通じた理解促進、伴走ノウハウ、チェックリスト、振り返りツール等を活用し、研修・組織診断・伴走支援の導入を提案することで、委託・助成の評価基準に子どもの権利を組み込む。さらに、勉強会・報告会等を通じて政策形成や助成設計への反映を促す。地域で自走する実践者コミュニティを育むことで、助成終了後も多様なステークホルダーが子どもの権利を共通言語とした取り組みの継続と波及を図る。</p>	<p>400/400字</p>
<p>実行団体</p>	<p>【地域内連携の強化と持続可能な事業基盤の構築】</p> <p>本事業で取り組む「子どもの権利を軸とした基盤整備」と「子どもの権利を軸としたネットワーク」といった2つの活動は、地域内連携の強化と持続可能な組織基盤の構築を目指すものである。助成期間終了後も、実行団体が地域の中心的実践者として役割を担い続けられるよう、地域内の他団体・社協・行政・企業・中間支援団体とのネットワークを継続し、協働を深化させる。本事業で培う支援ガイドラインや振り返りツール、伴走ノウハウを活かし、研修・コンサルティング・組織診断を受託できる体制を確立し、事業収入を確保することで自走を図る。また、複数団体が学び合い、振り返りを行う場づくりを促進し、子どもの権利を共通言語とする地域の実践者コミュニティを形成することで、事業終了後も支援の質向上と継続的な地域づくりにつなげる。</p>	<p>368/400字</p>

VII. 関連する主な実績

<p>(1) 助成事業の実績と成果</p>	<p>698/800字</p>
<p>< 日本 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭サポート地域拠点強化事業：2023～2024年度 対象=5実行団体 総額=約6千万円 休眠預金等活用事業（緊急枠） 実績=本のある居場所へのひとり親家庭の繰り返し訪問者数延べ799人(2024年9月) 子ども支援団体とひとり親支援ネットワークの連携が実現、ひとり親支援を点から線へ。ライブラリーならではの独自のひとり親支援活動の実施 ●京都の若者の段階的就労支援プロジェクト：2024～2026年度 対象=2実行団体 総額=約8千万円 休眠預金等活用事業（通常枠） ●全国的・広域的ネットワーク活動支援 子育てNPO組織基盤強化モデル構築：対象=11団体、総額=約900万円、独立行政法人福祉医療機構助成 ●日本のNGOによる国際協力プロジェクト伴走支援：2019～2023年度、対象=3団体、総額=約1,500万円 成果物：国際協力フィールドワーカー向け問題集発行2024年 <p>< 海外 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ●水環境に係る住民主体のインフラ整備：2007～2014年度、インド、対象=現地1団体、6集落の水資源管理委員会 総額=約2億円、実績=2010年毎日国際交流賞、2011年JICA理事賞、2014年 第16回日本水大賞国際貢献賞 ●スラムの女性による信用金庫設立・運営支援（マイクロクレジット）：2003～2012年度、インド、対象=現地NGO4団体、総額9千万円（*うち2011年度は11ヶ月間で約4千万円） ●緊急支援：ネパール地震（2015年度、ネパール、対象=現地3団体、総額約500万円）、スマトラ沖地震津波（2005年度、インド、対象=現地3団体、総額400万円） 	

(2)申請事業に関連する調査研究、連携、マッチング、伴走支援の実績、事業事例等	793/800字
<p>1) 調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「西宮で迎える産前・産後」調査（2019年度ジョンソンエンドジョンソン助成事業） ● 予防・健康づくりに関する大規模実証事業に係るコミュニケーションツールの開発・評価（2020年度厚生労働省委託事業） <p>2) 伴走支援の実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域で助け合う子育ての輪プロジェクト～共同養育の仕組みづくり～（2018-2020年度、対象:1団体 ジョンソン・エンド・ジョンソン日本法人グループ） ● 国際協力NGOによる住民主体型プロジェクト形成・実施のための方法論と技能の研修（2020年度、対象：14団体 JICA委託事業） ● 「団体の強みを活かす子ども・子育て支援プロジェクト」（2024年度 対象：近畿地域子どもの居場所運営5団体のべ53名 福祉医療機構WAM助成） ● 休眠預金等活用事業（緊急枠）ひとり親家庭サポート地域拠点強化事業 資金分配団体として実行団体5団体への伴走：支援方針とこどもセーフガーディング策定と運用、子どもの声を聴く技術（2024年） <p>3)企業マッチング</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域コミュニティの活性化と課題解決につながる活動を展開するNPO法人まちづくりスポット（岐阜県高山市）を（株）大和リースとソムニード（現ムラのミライ）で共同設立 https://www.daiwalease.co.jp/approach/machispo.html（2012年） ● 関西マッチング会 JANPIA・公益社団法人関西経済連合会共催 実行団体（たねとしずく：西宮市）参加に伴走（2024年） ● メタバースを活用した働く&ケアする人のウェルビーイング向上実証事業の実施（株）日本旅行、たねとしずく（2025年） ● 休眠預金等活用事業（通常枠）京都の若者の段階的就労支援プロジェクト 資金分配団体として実行団体による協働企業/支援団体（京都）との協働に伴走（2024年） 	

VIII.実行団体の募集

(1)採択予定実行団体数	最大5団体	
(2)実行団体のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・近畿地域（滋賀県、京都府、大阪府、和歌山県、奈良県、兵庫県）で、法人格を有し、困窮世帯/ひとり親世帯を含む子ども・若者の居場所（週2回以上）を2年以上運営 ・活動拠点のある市町村内の子ども・若者支援者/団体が参加するネットワークに1年以上参加している。または、行政との協働/行政への提言実績を持つ。 * チャレンジ枠（1～2団体）として、法人格はないが、3年以内に法人格取得計画のある団体も含む 	197/200字
(3)1実行団体当り助成金額	500万円～2,000万円	13/200字
(4)案件発掘の工夫	休眠預金事業HPおよび当会HP、メルマガ(約3,200部)で発信するほか、III（3）に述べた事業に参加した/参加に向けて相談や問い合わせをしてきたNPOに本事業を知らせることで、主体的・積極的に基盤整備に取り組もうとする実行団体候補にリーチする。また、各NPOの現状と本事業の趣旨とのマッチングを相互に判断するため、最終審査として団体訪問を実施する。	174/200字

IX.事業実施体制

(1)事業実施体制（人数、マネジメント体制、経理体制、PO体制）、メンバー構成および各メンバーの役割・スキル等	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制・・・内部5名、外部1名 ・マネジメント体制・・・事業統括1名（事業全体の進捗管理、実行団体の伴走支援1団体） ・経理体制・・・会計担当1名 ・PO体制・・・PO主担（公募・選考、実行団体の伴走支援1～2団体、評価）1名、PO副担（実行団体の伴走支援2団体、精算）2名 ・評価体制・・・XXXXXXXXXX 1名 ・アドバイザー（外部）・・・企業連携（2名）、企業・自治体連携（3名）、子どもの権利・教材監修・メタファシリテーション（2名） 				236/300字	
(2)本事業のプログラム・オフィサーの配置予定 ※資金分配団体用	人数	内訳		他事業との兼務	左記で「(兼務)予定あり」の場合、業務比率想定を記載	197/200字
	4	新規採用人数 (予定も含む)	2 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	山岡美翔0.3人月：0.7人月は他事業（休眠預金通常枠0.1、組織全体の会計及び総務等0.6）に従事 前川香子0.6人月：0.4人月は他事業（NGO向け研修事業等）に従事	
現存PO人数	2 名	予定あり(詳細は右記のとおり)	XXXXXXXXXX 0.3人月：0.7人月は他事業（休眠預金通常枠0.5、新規案件形成等0.2）に従事 宮下和佳0.2人月：0.8人月は他事業（休眠預金通常枠0.5、組織全体の運営等0.3）に従事			
(3)ガバナンス・コンプライアンス体制	コンプライアンス規程に基づき、コンプライアンス担当理事・事業統括者・外部有識者により構成するコンプライアンス委員会が本事業のガバナンス・コンプライアンスをチェックし、毎回の理事会において報告する。なお公正・適正な事業運営のためには情報公開が基本であることから、JANPIA及び自団体のHP等での事業情報の公開にとどまらず、事業パートナーである実行団体と日常的に活動・会計に関する情報共有を行う。					197/200字
(4)コンソーシアム利用有無	なし					

申請団体/事業種別	資金分配団体	2025年度通常枠
事業期間	2026/04/01 ~ 2029/09/30	
資金分配団体	事業名	子どもの声でつながるウェルビーイング ネットワーク
	団体名	ムラのミライ

	助成金
事業費	84,539,320
実行団体への助成	72,000,000
管理的経費	12,539,320
プログラムオフィサー関連経費	12,780,000
評価関連経費	2,645,000
資金分配団体用	1,145,000
実行団体用	1,500,000
合計	99,964,320

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	合計
事業費 (A)	15,115,520	27,401,520	27,401,520	14,620,760	84,539,320
実行団体への助成	12,000,000	24,000,000	24,000,000	12,000,000	72,000,000
-					
管理的経費	3,115,520	3,401,520	3,401,520	2,620,760	12,539,320

2. プログラム・オフィサー関連経費 [円]

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	合計
プログラム・オフィサー関連経費 (B)	3,560,000	3,640,000	3,640,000	1,940,000	12,780,000
プログラム・オフィサー人件費等	3,440,000	3,440,000	3,440,000	1,820,000	12,140,000
その他経費	120,000	200,000	200,000	120,000	640,000

3. 評価関連経費 [円]

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	合計
評価関連経費 (C)	200,000	815,000	815,000	815,000	2,645,000
資金分配団体用	200,000	315,000	315,000	315,000	1,145,000
実行団体用	0	500,000	500,000	500,000	1,500,000

4. 合計 [円]

	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	合計
助成金計(A+B+C)	18,875,520	31,856,520	31,856,520	17,375,760	99,964,320

団体情報入力シート

(1) 団体組織情報

法人格	団体種別	認定NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	ムラのミライ		
郵便番号	662-0051		
都道府県	兵庫県		
市区町村	西宮市		
番地等	羽衣町7-30夙川グリーンタウン3階		
電話番号	050-3096-6399		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	https://muranomirai.org/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://muranomirai.blogspot.com/	
設立年月日	1993/04/01		
法人格取得年月日	1999/04/01		

(2) 代表者情報

代表者(1)	フリガナ	ハラヤスコ
	氏名	原康子
	役職	代表理事
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3) 役員

役員数 [人]	10
理事・取締役数 [人]	8
評議員 [人]	0
監事/監査役・会計参与数 [人]	2
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	0

(4) 職員・従業員

職員・従業員数 [人]	7
常勤職員・従業員数 [人]	4
有給 [人]	4
無給 [人]	0
非常勤職員・従業員数 [人]	3
有給 [人]	3
無給 [人]	0
事務局体制の備考	

(5)会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	0
団体その他会員 [団体数]	0
個人会員・ボランティア数	101
ボランティア人数(前年度実績) [人]	0
個人正会員 [人]	38
個人その他会員 [人]	63

(6)資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	-
決済責任者 氏名/勤務形態	
通帳管理者 氏名/勤務形態	
経理担当者 氏名/勤務形態	

(7)監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8)組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9)その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10)助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	あり
申請前年度の助成件数 [件]	2
申請前年度の助成総額 [円]	57,679,064
助成した事業の実績内容	<ul style="list-style-type: none">・ひとり親家庭サポート地域拠点強化事業（5団体）ひとり親家庭の親や子どもたちが安心して立ち寄り、地域とつながれる場所づくりを助成。・京都の若者の段階的就労支援プロジェクト（2団体）働きづらさを抱える若者への就労支援プログラムを助成。

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	子ども・若者支援団体のステップアップ・プログラム(関西)
団体名:	認定NPO法人ムラのミライ
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている。

記入箇所チェック	記入完了
----------	------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内に提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 定款	公募申請時に提出	定款	第24条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第25条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第24条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第25条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第23条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第28条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第30条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としません。		公募申請時に提出	役員員の利益相反防止のための自己申告等に関する規程	第3条、第5条
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	理事会規程	第2条2
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	理事会規程	第2条3
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	定款 理事会規則	公募申請時に提出	定款	第33条
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第34条
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第33条
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第34条
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第32条
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第36条
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第38条
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第37条
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	理事の職務権限規程	第4条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条5
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	役員報酬規程	第2条

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的な人権の尊重	倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	倫理規程	第4条
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	倫理規程	第5条
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	倫理規程	第6条
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第8条
(6) ハラスメントの防止		公募申請時に提出	倫理規程	第9条
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	倫理規程	第10条
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	倫理規程	第11条
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1 利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	倫理規程 理事会規則 役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 就業規則 審査会議規則 専門家会議規則	公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(1)-2 利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	倫理規程	第7条
(2) 自己申告 「役員員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	役員の利益相反禁止のための自己申告等に関する規程	第3条
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第3条
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	コンプライアンス規程	第5条
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	内部通報規程	第4条
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	内部通報規程	第10条
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	公募申請時に提出	事務局規程	第2条
(2) 職制		公募申請時に提出	事務局規程	第3条
(3) 職責		公募申請時に提出	事務局規程	第4条
(4) 事務処理(決裁)		公募申請時に提出	事務局規程	第5条
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	就業規則	第45～52条
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	就業規則	第40～44条
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	公募申請時に提出	文書管理規程	第7条
(2) 文書の整理、保管		公募申請時に提出	文書管理規程	第10条
(3) 保存期間		公募申請時に提出	文書管理規程	第11条
● 情報公開に関する規程				
以下の1.～4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	情報公開規程	第8条
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	リスク管理規程	第6条
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	リスク管理規程	第12条
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	リスク管理規程	第15条
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	リスク管理規程	第11条
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	経理規程	第5条
(2) 会計処理の原則		公募申請時に提出	経理規程	第3条
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	経理規程	第6条、第17条
(4) 勘定科目及び帳簿		公募申請時に提出	経理規程	第9～15条
(5) 金銭の出納保管		公募申請時に提出	経理規程	第16～18条
(6) 収支予算		公募申請時に提出	経理規程	第26～30条
(7) 決算		公募申請時に提出	経理規程	第31～32条